

開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正により、介護保険料の段階の判定に関する基準等が改正されたため、町条例においても所要の改正をしたいので、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町介護保険条例の一部を改正する条例

開成町介護保険条例（平成12年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,570円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,030円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,360円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,840円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,640円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,060円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,650円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,560円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,760円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合</p>

改正後	改正前
<p>には、0とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>84,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>104,160円</u></p> <p>ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>	<p>には、0とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護_____を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>_____に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>_____に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>100,440円</u></p> <p>ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>

改正後	改正前
<p>による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,240円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>110,160円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>127,680円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>以上<u>520万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>116,640円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>以上<u>500万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>141,120円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>以上<u>620万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>123,120円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円</u>以上<u>600万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>

改正後	改正前
<p>による割合を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>による割合を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ_____に該当する者を除く。）</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>154,560円</u></p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>129,600円</u></p>
<p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>以上<u>720万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>600万円</u>以上<u>800万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）_____に該当する者を除く。）</p>
<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>161,280円</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>以上<u>820万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>	
<p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>168,000円</u></p>	<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>136,080円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,150円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,440円</u>とする。</p>
<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和</u></p>	<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和</u></p>

改正後	改正前
<p><u>6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,590円</u>とする。</p>	<p><u>3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,400円</u>とする。</p>
<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,030円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う賦課)</p>	<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>45,360円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う賦課)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p>3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の開成町介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。